

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和　6年　6月28日
契 約 業 者 名	(株) 竹中道路　東京本店
契 約 業 者 の 住 所	江東区新砂1－3－3
工 事 の 名 称	R5国道20号BP改良舗装工事
工 事 場 所	東京都日野市川辺堀之内～東京都八王子市南浅川町
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	(1)道路改良【大船寺田地区】 現地調査の結果、現況排水及び照明設備が本工事で施工する切回し道路の範囲内にあり支障となるため、構造物取壊し工、排水構造物撤去工、道路照明設備撤去工、運搬処理工を増工する。上記、構造物撤去工にて撤去した排水設備・道路照明設備について、道路切回し後の歩道側へ設置する必要があるため、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、道路照明設備設置工、照明灯基礎設置工、配管・配線工を増工する。道路切回し施工箇所と鋼矢板打設箇所が重複しており、隣接工事との関係から道路切回しを優先して施工する必要があるため、土留・仮締切工を減工する。 (2)道路改良【館地区】 舗装工・排水構造物工・仮設工について、車線減少規制を行いながらの施工となるが、地元調整の結果、昼間の車線規制は交通渋滞となるため、夜間施工に変更し増工する。 (3)道路改良【東豊田地区】 警察協議において、暫定供用時の安全性の観点から置き式ガードレール設置の必要が生じたため、路側防護柵工を追加する。
工 期 (自)	令和　5年12月20日
工 期 (至)	令和　6年　9月30日
変 更 前 の 契 約 金 額	185,350,000円 (税込み)
変 更 金 額	+ 43,010,000円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	228,360,000円 (税込み)
変 更 理 由	別紙理由書の通り